（様式６）

年　　月　　日

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（大型実証　非ASEAN加盟国）事務局あて

　 申請者 住所

　 氏名　法人等にあっては名称

　 　　　及び代表者の氏名　　　　　　印 （押印省略可）

（選択回答形式）

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（大型実証　非ＡＳＥＡＮ加盟国：一次公募）

強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築宣言

補助事業者(共同申請の場合、幹事法人)は、地政学リスク等による経済安全保障の重要性の高まりを踏まえ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」第七条（特定重要物資の指定）に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定される特定重要物資（注１）について、本資料を提出し、強靱で信頼性のあるサプライチェーンの構築に取り組むように努めるものとする。

なお、本資料を提出すると、審査において加点される。

１．自然災害、感染症、紛争、外国の貿易的措置等のサプライチェーン上のリスクに対するBCP(事業継続計画)の作成やストレステストの実施などにより、リスクの認識やその低減に向けた取組及び計画が実施されている。

：（はい・いいえ（今後、取り組むことに努める））

２．補助対象事業の工場等や、調達先（注：事業において使用する物資が製造される工場や物資を納品する企業等）は、サイバーセキュリティに関する（※）対処を行っているか。

：（はい・いいえ（今後、取り組むことに努める））

※サイバーセキュリティの対処とは、「サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置又は活用していること及び①サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること、もしくは②定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること。」を指す。

なお、本補助金における「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築に取り組む」という趣旨を踏まえて、補助事業者(共同申請の場合、幹事法人)は、実証事業の期間中に、調達のガイドラインを自社で策定することを努力義務とする。調達のガイドラインの策定に際して、補助交付契約者(共同申請の場合、幹事法人)は、経済産業省グローバルサウス・サプライチェーン相談窓口に相談することを可能とする。

経済産業省グローバルサウス・サプライチェーン相談窓口の問合先

メールアドレス：bzl-gs-supplychain@meti.go.jp

注1：ここでいう特定重要物資は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（[経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律](https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043/20250601_504AC0000000068#Mp-Ch_1-At_5)）第七条（特定重要物資の指定） に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」（[経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令](https://laws.e-gov.go.jp/law/504CO0000000394#Mp-Ch_1-At_8)）における「特定重要物資の指定」第一条で掲げる次の物資を指します。

一 抗菌性物質製剤

二 肥料

三 永久磁石

四 工作機械及び産業用ロボット

五 航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）

六 半導体素子及び集積回路

七 蓄電池

八 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム

九 可燃性天然ガス

十 金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン、リン及びウランに限る。）

十一 船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）

十二 コンデンサー及びろ波器

（自由記述形式）

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業（大型実証　非ASEAN加盟国：一次公募）

強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築計画

補助事業者(共同申請の場合、幹事法人)は、「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築宣言」に加えて、実証するビジネスモデルにおいて用いられる機器・製品を構成する特定重要物資（注１）に係る以下（１）～（４）について、把握できる限り記載し、本様式の提出をもって、強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築の計画策定に向けて取り組むものとする。なお、特定重要物資については、実証事業後の将来的な事業展開も念頭に置き、途絶等のリスクが生じた際に事業実施に最も影響を及ぼしうる物資を選定し、（１）～（４）を記載する。なお、２つ以上の特定重要物資について記載することをさまたげるものではない。記載する特定重要物資の選定は、補助事業者(共同申請の場合、幹事法人)の判断によるものとする。

注１：ここでいう特定重要物資は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（[経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律](https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043/20250601_504AC0000000068#Mp-Ch_1-At_5)）第七条（特定重要物資の指定） に基づき、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」（[経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令](https://laws.e-gov.go.jp/law/504CO0000000394#Mp-Ch_1-At_8)）における「特定重要物資の指定」第一条で掲げる次の物資を指す。

一　抗菌性物質製剤

二　肥料

三　永久磁石

四　工作機械及び産業用ロボット

五　航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）

六　半導体素子及び集積回路

七　蓄電池

八　インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム

九　可燃性天然ガス

十　金属鉱産物（マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン、リン及びウランに限る。）

十一　船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）

十二　コンデンサー及びろ波器

※「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築宣言」（選択回答形式）の記入・提出のみでも加点対象となるが、「強靱で信頼性のあるサプライチェーン構築計画」（自由記述形式）にも記入・提出した場合は、内容により審査においてさらに加点される。

**以下、特定重要物資から実証事業後の将来的な事業展開も念頭に置き、途絶等のリスクが生じた際に事業実施に最も影響を及ぼしうる物資を1つ以上選び、取組を記載する。**

（①抗菌性物質製剤、②肥料、③永久磁石、④工作機械及び産業用ロボット、⑤航空機の部品（航空機用原動機及び航空機の機体を構成するものに限る。）、⑥半導体素子及び集積回路、⑦蓄電池、⑧インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラム、⑨可燃性天然ガス、⑩金属鉱産物、⑪船舶の部品（船舶用機関、航海用具及び推進器に限る。）、⑫コンデンサー及びろ波器）

**（１）安定確保に向けた体制**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品目 | 製造メーカー名 | 工場所在地（国・都市）※ |
| 例）駆動用モーターのネオジム磁石（永久磁石）  例）先端的なリチウムイオン電池（車載用・定置用） |  |  |

　※複数メーカー・地域で製造している場合は、全てを記入すること。

（用いられる機器・製品を構成する特定重要物資の例）

　　工場設置型：永久磁石・工作機械及び産業用ロボット・蓄電池の製造工場、

　　　　　　　　生産工場で使用される工作機械及び産業用ロボット　等

　　サービス提供型：シェアモバイル内のモーターに使われる永久磁石、バッテリー　等

**（２）発注リードタイム（平均的な納期、補助事業者が調達先に発注して実証場所に納品されるまで**

**のリードタイムを指す）**

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 発注リードタイムに係る取組状況 |
| 例）駆動用モーターのネオジム磁石（永久磁石）  例）先端的なリチウムイオン電池（車載用・定置用） | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

**（３）安定確保に係るリスクの認識と、その低減に向けた取組及び計画**

安定確保に際しては、そのサプライチェーン全体を俯瞰し、サプライチェーン途絶等のリスクについて認識し、低減に向けた取組を実施していくことが重要となる。

（１）の基本情報も踏まえつつ、

・補助事業者が認識しているリスク及び、分析結果に対する評価を具体的に記載すること。

・それらのリスクを低減させるための取組及び今後の計画について具体的に記載すること。

（リスクの低減）

* サプライヤーからの供給が止まった際の、主要部品の代替確保手段を確保している。
* OEM工場と関連工場が同一国内に存在しており、安定確保が可能である。
* ●か国から購買しているためリスク分散ができており、安定確保が可能である。
* ●か国に生産体制を整備することや●か国から原料を調達していることにより、構成要素のリスク分散ができており、安定確保が可能である。

※上記は例であり、補助事業者のリスク低減に資する取組及び計画を記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 品目 | 安定確保に係る取組状況 |
| 例）駆動用モーターのネオジム磁石（永久磁石）  例）先端的なリチウムイオン電池（車載用・定置用） | 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |

**（４）サイバーセキュリティへの対応**

以下について、サイバーセキュリティに関する取組状況を記載すること。

補助事業の工場等や、調達先がサイバーセキュリティの確保に関する対策に適合している事項を示すために、サイバーセキュリティの確保に関する運用を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、情報処理安全確保支援士又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を配置又は活用していること及び①サイバーセキュリティの確保のための管理体制について、第三者認証（ISO 27001）を取得し、維持していること、もしくは②定期的に、サイバーセキュリティに関する外部監査等（当該監査を受けられないやむを得ない事情がある場合は、外部監査に準じた措置として組織内において講じるものを含む。）を実施するとともに、当該外部監査等の結果に基づき、サイバーセキュリティ対策の改善を行っていること。

|  |
| --- |
| サイバーセキュリティへの対応 |
| 400字を超える場合は、冒頭に400字以内の要約を記載した上で詳述すること。 |